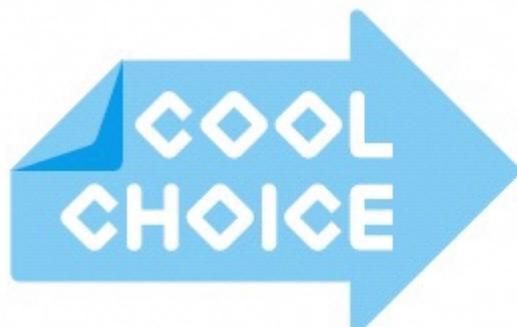


(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2期置戸町地球温暖化対策実行計画

平成29年度 ～ 平成42年度



未来の
ために、
いま選ぼう。

平成29年9月

置 戸 町

目 次

第1章 背景

- 1 地球温暖化問題に関する国内外の動向 2

第2章 計画改定の趣旨

- 1 旧計画の策定の経緯及び概要 4
- 2 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法 4
- 3 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳 4
- 4 「温室効果ガス総排出量」の分析結果 5
- 5 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況 5
- 6 計画改定の方針 5

第3章 基本的事項

- 1 計画の目的 6
- 2 計画の対象とする範囲 6
- 3 対象とする温室効果ガスの種類 7
- 4 計画期間、見直し予定時期 7

第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

- 1 基準年度 8
- 2 数量的な目標 8

第5章 目標達成に向けた取組

- 1 省エネルギー対策の推進 9
- 2 新エネルギーの導入 11
- 3 環境保全 11

第6章 計画の推進に向けた取り組み

- 1 計画の推進体制 12
- 2 職員に対する啓発 12
- 3 公表 12
- 4 計画の見直し 12

第1章 背景

1、地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされている。

平成27年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられた。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9つであった。

こうした評価を背景として、政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしている。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されている。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされている。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命

以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言える。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとした。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行った。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画である。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされている。

第2章 計画改定の趣旨

1、旧計画の策定の経緯及び概要

- (1) 策定の経緯 地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定したもの。
- (2) 計画期間 平成23年度から平成27年度まで（5年間）
- (3) 基準年度 平成21年度
- (4) 削減目標 基準年度の温室効果ガス総排出量の5%削減

2、「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

- (1) 算定範囲 町が実施する全ての事務事業、組織及び施設（出先機関を含む）
（指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業は除く）
- (2) 算定方法 「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月環境省地球環境局）
- (3) 対象温室効果ガス 二酸化炭素のみ

3、「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

排出要因別の温室効果ガス排出量

（単位：kg-CO₂）

排出要因	単位	平成21年度		平成23年度		平成26年度		平成27年度		
		消費量	温室効果ガス排出量	消費量	温室効果ガス排出量	消費量	温室効果ガス排出量	消費量	温室効果ガス排出量	
電気の使用	kWh	2,416,316	1,157,415	2,117,188	1,014,133	1,898,009	1,286,850	1,891,693	1,292,026	
化石燃料	灯油	L	261,907	652,013	253,505	631,096	259,667	646,437	268,277	667,871
	A重油	L	405,450	1,098,619	386,500	1,047,271	389,722	1,056,002	365,000	989,015
	LPG	m ³	4,818	8,050	4,255	7,110	5,310	31,687	5,034	30,042
	ガソリン	L	25,893	60,115	23,464	54,475	23,202	53,867	21,109	49,008
	軽油	L	62,286	157,977	65,099	170,510	75,936	196,291	67,800	175,261
合計		3,134,189		2,924,595		3,271,131		3,203,223		

4、「温室効果ガス総排出量」の分析結果

第1次実行計画期間における温室効果ガス総排出量の推移は、4ページに示すとおりである。

目標年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度と比較して、2.2%の増加となり、目標の5%削減とはならなかったが、平成23年度は、6.7%の削減となり、削減目標を上回った。これは、温室効果ガス総排出量の3割以上を占める電気の使用量が、基準年度に比べて低かったことが大きな要因である。

平成26年度及び平成27年度の温室効果ガス総排出量がそれぞれ4.4%、2.2%の増加となった主な要因は、電気の排出係数が高かったこと、基準年度で使用したLPGの排出係数が錯誤値であり平成26年度実績から使用した正しい値が錯誤値より高かったことなどによるものだが、基準年度及び平成23年度の温室効果ガス総排出量公表値算定で用いた平成18年度実績の排出係数を使用した場合の増減率は、それぞれ8.3%、10.7%の削減となっている。

5、旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況

(1) 旧計画の取組の実施状況

平成23年3月1日	置戸町地球温暖化対策実行計画策定
平成24年7月18日	町のホームページにおいて平成23年度実績公表
平成28年8月1日	町のホームページにおいて平成26年度実績公表
平成29年2月9日	町のホームページにおいて平成26年度実績修正
平成29年2月9日	町のホームページにおいて平成27年度実績公表
平成29年9月8日	町のホームページにおいて平成26年度実績修正

(2) 旧計画の目標達成状況

基準年度（平成21年度）の温室効果ガス総排出量	3,134,189kg-CO ₂	
最終年度（平成27年度）の温室効果ガス削減目標	156,709kg-CO ₂	(5.0%)
最終年度（平成27年度）の温室効果ガス総排出量	3,203,223kg-CO ₂	
最終年度（平成27年度）の温室効果ガス削減状況	▲69,034kg-CO ₂	(▲2.2%)

6、計画改定の方針

旧計画の点検・評価を踏まえ、第2期計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて率先して取り組むこととする。

第3章 基本的事項

1、計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき策定が義務付けられている地方公共団体の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸引作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するものである。

本町の事務・事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行うことにより、町内事業者や町民の取組を促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2、計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、地方自治法に定められた全ての行政事務を対象とする。外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

【主な対象施設】

所管課	施設等名称
町づくり企画課	防災無線、防災倉庫
総務課	役場庁舎、コミュニティホール、川向住民センター、拓殖住民センター、職員住宅、書庫、車庫
町民生活課	葬斎場、テレビ中継局、北光公衆便所、広告塔、清掃車、霊柩車
産業振興課	ぶどう園、地域資源活用施設めぐり、若者交流センター、体験交流センター、山村広場、イベント広場、南ヶ丘公園、勝山温泉ゆうゆ
施設整備課	簡易水道施設、浄化センター、コミュニティホール噴水、道路照明、流雪溝システム、車輛センター、車庫、公用車
地域福祉センター	ほのか、老人憩いの家、常楽園、緑清園、認定こども園
学校教育課	小・中学校、教員住宅、旧秋田小学校、旧境野小学校、給食車
社会教育課	中央公民館、各地区公民館、スポーツセンター、児童センター、スキー場、パークゴルフ場、野球場、プール、多目的交流施設
図書館	図書館
森林工芸館	オケクラフトセンター、開発センター、共同工房、どま工房
北見地区消防組合	置戸支署、各地区分団詰所、消防車、救急車

3、対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている下記の7種類のガスである。しかし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐に渡り、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とすることが困難であるため、算定対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとする。

【地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている温室効果ガス】

区 分	主な発生源
二酸化炭素	石油、天然ガスの燃焼など
メタン	農業関連、廃棄物の埋立、燃料の燃焼
一酸化二窒素	燃料の燃焼、肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン	半導体の洗浄ガスなど
六ふっ化硫黄	変圧器などの絶縁ガス
三ふっ化硫黄	CVD装置の洗浄ガス

4、計画期間、見直し予定時期

本計画の計画期間は平成29年度から平成42年度までの14年間とし、平成32年度に見直す。

第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

1、基準年度

本計画の基準年度は平成26年度とする。

2、数量的な目標

町の事務・事業における温室効果ガス総排出量の削減目標を次のように設定する。

置戸町は、平成42年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）を平成26年度排出量に比べ15%（360,990kg-CO₂）削減することを目標とする。

基準年度である平成26年度の温室効果ガス総排出量を要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の43.3%を占め、次いで灯油の燃焼が26.9%、A重油の燃焼が19.6%を占めている。

削減目標については、排出量の89.8%を占める灯油及びA重油の燃焼量並びに電気の使用量について具体的な数値を挙げて取り組むものとする。

その他の項目については、現状維持にとどめるのではなく、削減に向けて最大限の努力をすることを目標とする。

排出要因別の温室効果ガス排出量 (単位：kg-CO₂)

項目	平成26年度 排出量	平成26年度 構成比	平成42年度 削減目標値	削減率	平成42年度 削減目標値(活動量)
電気の使用	1,042,860	43.3%	879,705	15.6%	1,288,001kWh
灯油の燃焼	646,437	26.9%	550,176	14.9%	221,000 L
A重油の燃焼	470,722	19.6%	401,025	14.8%	148,000 L
LPGの燃焼	8,200	0.3%	7,699	6.1%	1,290 m ³
ガソリンの燃焼	49,317	2.0%	44,112	10.6%	19,000 L
軽油の燃焼	189,062	7.9%	162,891	13.8%	63,015 L
合計	2,406,598	100.0%	2,045,608	15.0%	

※旧計画算定対象のうち、指定管理者制度等により実施する特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム並びに廃止した寿の家に係る事務・事業は除外した。

■平成42年度における温室効果ガス総排出量

2,045,608 (kg-CO₂)

第5章 目標達成に向けた取組

1、省エネルギー対策の推進

(1) 電気使用量の削減

発電時に燃料として多くの化石燃料を使用し、大量の二酸化炭素を排出している電気の使用は、温室効果ガスの排出削減に大きな効果がある。電気使用量の削減や省エネルギー型のOA機器、家電製品の購入に努める。

【具体的な取り組み】

■ 照明

- ・事務室、廊下等は、自然光の取り入れを図り支障がない程度に間引き照明等に努める。
- ・昼休み時間や退庁時の消灯を徹底する。
- ・会議室、湯沸室、トイレなどは、使用の都度こまめに消灯する。
- ・ノー残業デーの遵守を徹底する。
- ・時間外勤務時には、不必要な個所を消灯する。
- ・照明設備更新時には、省エネ型照明の導入に努める。

■ OA機器

- ・パソコンやコピー機などの事務機器は、使用しないときは電源を切るか節電モードにする。
- ・職場における最終退庁者は、OA機器の電源が切れていることを確認する。

■ その他

- ・電気ストーブの持ち込み使用をしない。

(2) 燃料使用量の削減

灯油・A重油などの石油燃料やプロパンなどのガス燃料、ガソリン、軽油などの自動車燃料を燃焼させることで排出される二酸化炭素は、地球温暖化の大きな要因の一つとなっていることから、燃料使用量の削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果がある。

【具体的な取り組み】

■ 暖房等

- ・冬期間はウォームビズを実施し、暖房温度は適正な温度(22℃以下)を保つ。
- ・湯沸室などのガスを使用する際は、つけ忘れなどに注意し、こまめに消す。

■ 公用車

- ・車両を離れる際には、エンジンを切る。

- ・アイドリングストップを励行し、急発進、急加速、空ふかしをせず、経済速度での走行に努め、エコドライブを徹底する。
- ・用務を調整し、公用車の共同利用、効率的利用に努める。
- ・町内における近距離の移動は、できる限り徒歩や自転車を使用する。
- ・公用車の更新、購入に当っては、ハイブリット車等の低公害、低燃費車の導入を優先する。

■その他

- ・ノーマイカーデーを設定し、自家用自動車による通勤をできるだけ控える。

(3) 水道使用量の削減

水道の使用をできるだけ控え、水資源を保全するため節水に努める。水道使用量を削減することで、下水道処理量も削減することができる。

【具体的な取り組み】

- ・水道を流しっぱなしにしないなど、日常的に節水に努める。
- ・水洗トイレの使用に当っては、適切な水流量に配慮する。

(4) ごみの減量とリサイクルの推進

可燃ごみの焼却処理に伴い発生する二酸化炭素を削減するために、可燃ごみの発生抑制 (Reduce) を推進する。また、活用できるものは、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) を徹底し3Rを推進する。

【具体的な取り組み】

■ 用紙類

- ・両面コピーや両面印刷の徹底、ミスコピーの防止に努める。
- ・裏面が使用できる廃紙は再利用する。
- ・会議用資料の作成は最小限とし、事前配付資料等はその持参を呼びかける。
- ・各種行事（会議を含む）の開催時には、ごみの排出をできるだけ削減する。また、リユース（再利用）またはリサイクルできる資材、物品の使用に努める。
- ・使用済み封筒は再利用に努める。
- ・資料の回覧や共有化、電子メールや庁内 LAN を活用するなどしてペーパーレス化を図る。
- ・コピー印刷は最小限の利用とし、印刷機を有効に活用する。

■ 事務用品

- ・使い捨て製品も使用は極力控える。
- ・事務用品は最後まで使い切ることとし、詰め替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用に努める。

- ・ファイル、フォルダー等の再利用を心がける。

■その他

- ・茶殻等生ごみの水切りを徹底する。
- ・各種イベントにおけるゴミの分別、減量を徹底する。

(5) 環境に配慮した製品の購入及び使用

木材パルプの使用量を削減するため、再生紙の使用を推進する。

物品の購入に当たっては、環境への負荷が少ない製品、リサイクル製品を優先的に購入する。

【具体的な取り組み】

■ 物資購入

- ・物品の計画的な購入等により、適切な在庫管理を行う。
- ・物品の購入に当たっては、包装のないものを優先する。
- ・文具、事務機器等は環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）が表示されている製品及び、その他環境に配慮した製品の購入に努める。
- ・コピー用紙は古紙配合率100%、白色度70%程度の再生紙を購入する。
- ・リターナブル（再利用可能な）容器の物品等の購入を推進する。
- ・トイレットペーパー等の衛生紙は、古紙配合率100%のものを選択する。
- ・消費電力の少ないOA機器や電化製品を購入する。

2、新エネルギーの導入

既存の燃料でなく新たに利用可能なエネルギーとその活用により、燃料等の消費量を減らし温室効果ガス排出量を抑制する。

【具体的な取り組み】

- ・公共施設等に太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置を検討する。
- ・クリーンエネルギー自動車の導入及び転換を検討する。

3、環境保全

草木などの植物は、光合成により二酸化炭素を吸収する。特に豊かな森林は多くの二酸化炭素を吸収して炭素として蓄え、地球温暖化防止に大きく貢献している。

【具体的な取り組み】

- ・町有林の整備と適切な管理に努め、継続的な森林吸収源の確保拡大を図る。
- ・公共施設敷地内の緑地の確保と周辺環境美化に努める。

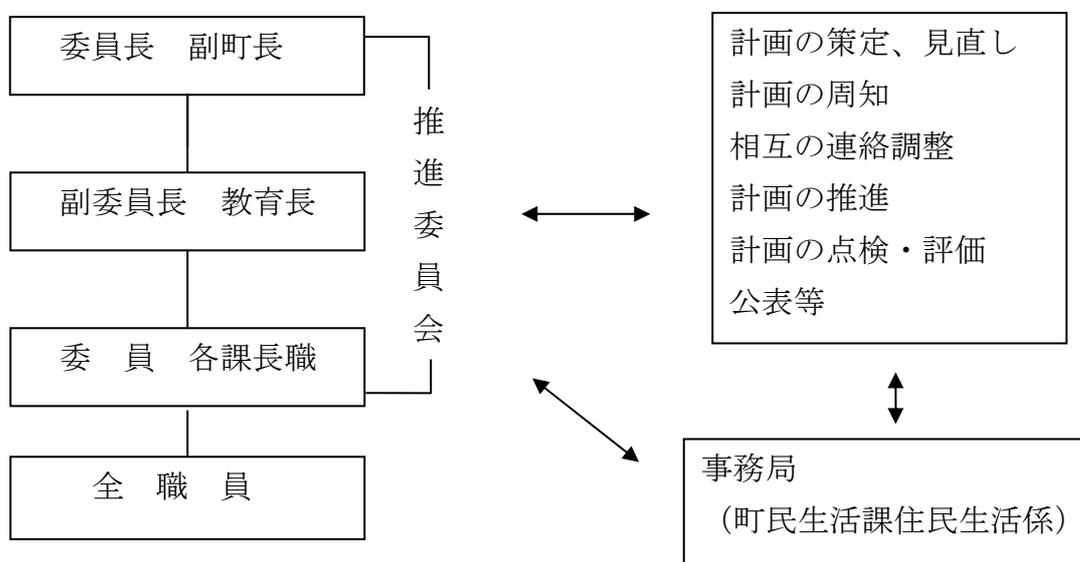
第5章 計画の推進に向けた取り組み

1、計画の推進体制

計画に掲げた削減目標を達成するため、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要がある。また、組織的な取り組みが必要であることから、推進委員会を設置する。

- ① 推進委員会は、課長職をもって組織し、委員長に副町長、副委員長に教育長、各課長職は推進委員として、適宜所管する計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整しながら総合的推進を図る。
- ② 事務局を町民生活課（住民生活係）に置き、関係各課の協力の下、計画全体の進捗状況の把握及び総合的な管理を行い、事業の推進を図る。

推進体制組織図



2、職員に対する啓発

本計画の取り組み内容について周知徹底を図り、環境保全に対する意識の向上を図る。

3、公表

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等については、広報誌や置戸町役場ホームページで公表を行う。

4、計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。